⑹　専任の配置予定技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　技術提案内容に確認が必要な場合は、ヒアリングを行う場合がある。
⑾　施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記５⑶及び⑸により申請書及び技術資料等を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
　当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び技術資料等を提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　電話087―851―8061）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⒁　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideki Hirai Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract :
A　Construction work of the superstructure of the Kadurashimadai 1 bridge
B　Construction work of the superstructure of the Kadurashimadai 2 bridge
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 6 Octorber 2017
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 15 January 2018 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 15 January 2018 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 15 January 2018)
⑹　Contact point for tender documentation : Kenji Ushino, Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり企画提案書の提出を招請します。
平成29年９月８日
支出負担行為担当官
中部地方整備局長　塚原　浩一
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
１　業務概要
１）品目分類番号　42
２）業務名　H29国営木曽三川公園水と緑の館設計業務（電子入札対象案件）
３）業務内容　本業務は、岐阜県海津市海津町に計画する国営木曽三川公園水と緑の館の建築、建築設備の基本設計、実施設計及び積算業務並びに既存施設の取り壊しの設計及び積算業務を行うものである。
４）履行期間　契約締結日の翌日から平成30年10月19日まで
５）入札方式等　本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出し、資料提出及び見積書提出を電子入札システムで行う業務である。
　電子入札システムで使用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。
　なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
６）本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした企画提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
２　企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件　企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。
　なお、企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。
　選定通知の日は別表①の日を予定する。
１）基本的要件　参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
①　単体企業
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築関係建設コンサルタント業務に係る平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　参加表明書等の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑹　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
※参加表明書及び企画提案書の提出時には、①⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までに当該資格の認定を受けていなければならない。
　なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。
②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年９月８日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長からH29国営木曽三川公園水と緑の館設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。
２）資本関係及び人的関係に関する要件　参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係ないこと（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争随意契約見積心得第４条第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。